

原 著

スウェーデンの福祉財政—生活権を基軸に

Welfare finance in Sweden - from the point of the living right

藤岡 純一

Abstract: 本稿は、生活権を基軸にすえて、現代におけるスウェーデンの福祉財政の特徴を究明することにある。スウェーデンは世界で有数の福祉国家として知られ、GDPに占める社会支出が最大の国のひとつである。近年、フランスやデンマークに後塵を拝しているが、依然として高い水準にあり、財政の効率化を進めながらも、社会支出の額は増加し、福祉国家を堅持している。

財政は、基本的人権のうち社会権、すなわち、生存権、教育権、労働権、環境権を、人々の生活権として保障する経済的基盤である。本稿では、福祉財政ないし生活権財政を、財政学、社会福祉学、そして憲法上の規定から位置づけている。そして福祉を人々の well-being として広く捕らえている。

OECDによると、スウェーデンは幸福度 (well-being) の高い国で、平等度も世界で最も高い国に属する。財政はそのすべての要因ではないが、重要な要素と位置づけられる。近年、社会的に排除されてきた人々を、コミューン (市) が協同組合やNPOを共同で包摂する取り組みが進められている。現代の財政を研究するとき、生活権を基軸にすえるとともに、社会的包摂の観点も不可欠になっている。

Key Words: 福祉財政, スウェーデン, 生活権, well-being

はじめに

本稿はスウェーデンの福祉財政について論じることを目的にしている。近年、スウェーデンの財政は、その規模をGDP比でとらえると、フランスやデンマークを下回り、大きな構造転換をしているように見える。確かに、勤労税額控除などの減税、高齢者福祉のより必要度の高い人への重点化、失業手当に対する支出の減少、中央政府財政支出のシーリングによる抑制などが、財政の効率化の観点から推し進められている。

しかしながら、財政支出の規模そのものは、金額ベースでみると長期的に増加している。スウェーデンの経済成長率は他の先進国に比べて高く、このことを反映してGDP比でみると低下しているが、絶対額が低下しているわけではない。また、障害者福祉などの個々の支出も増大傾向が見られる。ここに、人口構成の変化や社会事情を反映しつつ、しかも効率化を図りながら、福祉国家財政を堅持し、国民の生活権保障を実現している姿が浮き彫りになる。

本稿は、近年のスウェーデン社会の推移を踏まえつつ、

現代のスウェーデンにおける福祉財政の特徴を浮かび上がらせることを課題にしている。ここで福祉を well-being と広い意味で捉えている。そして、何よりも国民の生活権に基づくその保障を福祉財政の対象と捕らえている。

まず、スウェーデンの福祉財政を検討する前に、生活権保障としての福祉財政について論じておかなければならない。

1. 福祉財政の意義

(1) 財政学から

最初に、福祉財政の意義を明確にしておかなければならない。財政学から福祉財政はどのように位置づけられるであろうか？

現代の財政には、政治的、社会的、かつ経済的な機能または役割があり、財政はそのような役割を果たすための国家の経済的力能である。福祉財政は、それをより広義に、すなわち人々またはグループのウェルビーイング (well-being) の増進に資するものであると解釈すれば、財政の政治的、社会的、経済的な機能のすべてに関わるが、主には、その社会的役割を果たすための国家の経済的力能といえる。

島恭彦は、財政学は「国家の経済的能力、国家権力の経済的側面と国民経済との相互関係をとりあつかう」として、「両者（政治と経済）との矛盾」がその対象であると述べた。そして「両者の『調整』ということは、国家権力と国民の民主主義運動との対立の中で達成される」とした。（島恭彦 1963：16）

島は財政学の対象を、政治と経済との相互作用、矛盾と対立にあると位置づけたが、この矛盾または対立は、経済恐慌や戦争とその後の構造転換の時期に鮮明に現れ、国民の権利意識の高揚とともに、財政の社会的役割を際立たせるようになる。この意味で、明示的には触れられていないが、国民の権利の確立とその保障、財政の社会的役割の拡大が島財政学から導かれるひとつの帰結であると思われる。

財政学の対象をより広い範囲にあると論述したのは神野直彦である。神野は、「財政現象とは経済現象と非経済現象とが綱引きを演じるアリーナであり、財政学は経済現象と非経済現象との相互関係を対象としている。つまり、財政学は財政現象を経済学、政治学、社会学という社会科学の個別領域からアプローチするのではなく、境界領域の〈総合社会科学〉として固有の学問領域を形成しなければならない。」と述べている。（神野直彦 2002：70）このように、神野は財政学が経済現象と非経済現象との相互関係と対象としているとし、非経済現象の中には、政治現象と社会現象があるから、それらを対象とする財政学は、この意味で、より広い総合科学でなければならないと述べている。社会現象の中には、当然のことながら、国民の生活権やその保障が含まれることになるであろう。

神野はまた、シュムペーターを引用しながら、「財政社会学ではトータル・システムとしての社会全体は、財政を媒介として、経済・政治・社会という社会全体を構成する各要素が機能的相互関係で結びついている。つまり、（中略）社会全体を構成する経済・政治・社会というサブ・システムの相互作用を調整する媒介として財政を位置づける」と述べている。すなわち、経済・政治・社会という3つのサブ・システムを媒介として財政を捉えている。（神野 2011：2）

齊藤慎は、『福祉と財政』の中で、V. ジョージとS. ミラーから、イギリスの戦後福祉国家が基礎としていた政治的合意、すなわち、①政府は経済成長を高めて完全雇用を維持する方向で経済を管理すること、②政府は生活の質を改善するためのさまざまな干渉を行うこと、③普

遍主義的な社会サービスを実現すること、を引用しつつ、「市場の失敗」を補正することが政府の大きな役割であったが、それだけでなく、近年「政府の失敗」も認識されるようになったと述べ、1980年代のヨーロッパにおける福祉国家の役割見直しに言及している（齊藤 2002：2-3）。

そして日本の政府の役割は、「真の意味で公共財・サービスとなる部分に限定すべきである。その意味で、日本における福祉政策は今後社会福祉により重点を置くべきである」としている。また、効率化と民間とのパートナーシップについても言及している。

（2）社会福祉学から

財政の社会的機能とは、何よりも、人々の生活権を保障するための経済的基礎を確立することを意味する。

社会福祉の分野から生活権にアプローチしたのは、一番ヶ瀬康子である。一番ヶ瀬は、1994年に、同氏の約50年間の成果をまとめた著作集において、それを世に問う意義が3点あると述べている。第1に、人権、とりわけそのなかでの基盤となり、基底となる生活権を出発点にしていること、第2に、実践のなかから社会福祉をとらえ、対象者に対して単に援助者ではなく、問題の共通性を共感し、ともに創り出すという在り方を念頭においていること、第3に、社会事業から社会福祉への展開、さらに社会福祉に対する歴史認識を踏まえ、自らの視点を確立し、その成果を社会に問うことであった（一番ヶ瀬 1994：2）。このように、一番ヶ瀬は生活権を出発点に社会福祉学を確立した。そして、社会福祉学が考えている政策学とは、生活権の担い手側にたって政策批判をしながら、さらに具体的な課題や実践方法を明らかにしていくものでなくてはならない。と述べている（一番ヶ瀬 1994：24）。

では、生活権とはどのような内容であろうか？

まず、福祉（welfare）をwell（快い、健全に）とfare（暮らす、やっっていく）が一つになった言葉であるとし、このようなウェル・フェアに対するソーシャルな努力あるいはソーシャル・ポリシーを「社会福祉」と呼んでいると述べている（一番ヶ瀬 1983：9）。そして人々の「日常生活要求」を、全米ソーシャルワーク協会の要求を引用しながら、3つにまとめている（一番ヶ瀬 1983：9-10）。

第1に、衣食住など、つまり人間が生存するために必要な基礎的な生活要求、つまりベーシック・ニーズ、

第2に、人間が人間として生きていくために仲間がほしい、家庭の生活を営みたい、あるいは職場で役割を果たしたいなどという社会的要求、

第3に、人間が人間らしく健康で文化的に生きていく文化的要求、すなわち、教育を受け学習し、スポーツや芸術を楽しむこと、

日本国憲法第25条には、生存権が規定されている。しかし、一番ヶ瀬は生存権ではなく生活権というタームを採用した。これについて、古川孝順は、次のように述べている、

「一番ヶ瀬は、生存権というタームに代えて生活権というタームを採用している。生活権という言葉には前例があるが、「生活権保障としての社会福祉」という概念が一番ヶ瀬が初出かと思われる。それでは、何故に生存権保障に代えて生活権保障なのか、

『生存』という言葉は、日本語としては生物学的なレベルでの生命の維持として理解されることが多い。(中略)一番ヶ瀬は、そのような生存、生存権という言葉のもつある種の狭さを避け、『命』『日々の暮らし』『生涯(生活の歴史)』という三通りの次元を同時に示すライフの意味での生活、生活権という言葉を採用したように思える。」(岩田、田端、古川 2013: 40-41)

だが、この選択は語義の広狭によるという以上の意味をもっている。

古川によると、考橋正一は、労働問題とそこから「関係的・派生的」に生起する社会問題を同一次元に位置づけたのに対して、一番ヶ瀬は、労働力の消費過程である労働過程と、その再生産の過程である生活過程という局面の違いと設定した。両者の位置と内容の違いをより明瞭に、立体的なかたちで位置づけようとした。(岩田、田端、古川 2013: 43)

上述のように、一番ヶ瀬は日常生活要求を3つに分類している。そこには、生存権だけではなく、労働権や教育権につながる内容が示されている。さらにそれらの権利は、労働者の生活過程だけではなく、自営業者、農民、無業の人などの生活部面に共通する国民の生活権として、ユニバーサルな観点から立論しようとした。

(3) 憲法における規定

日本国憲法には多くの基本的人権についての規定があり、条文だけでも合計31条ある。大別すると、平等権、自由権、社会権、請求権、参政権から構成される。そしてこれらとは異なる、憲法に記載されていない人権とし

て環境権がある。財政は、これらの基本的人権のうち、社会権、すなわち生存権、教育を受ける権利、勤労の権利、および環境権を、人々の生活権として保障する経済的基礎と言える。

スウェーデンでは、憲法を構成する4つの基本法のひとつである政体法において、国民の社会権が規定されている。第1章第2条において次のように述べられている。

第二条 公権力は、すべての人々の平等な価値並びに個々人の自由と尊厳を尊重して、行使されなければならない。

個人の私的、経済的及び文化的福利は、公的活動の基本的な目標でなければならない。特に、公共は、労働、住居及び教育の権利を保障し、並びに社会的な福祉及び安全のため、かつ健康のよい前提条件のために活動しなければならない。

公共は、現在及び将来の世代のために良い環境を作り出す持続的な経済発展を促進しなければならない。

公共は、民主主義の理念が社会のすべての領域で指導的になるように活動し、個人の私生活及び家族生活を護らなければならない。

公共は、すべての人が社会への参加と社会での平等とに到達できるように活動し、かつ児童の権利を擁護するために活動しなければならない。公共は、性、皮膚の色、国民のもしくは人種の出自、言語的もしくは宗教的帰属、身体障害、性的傾向、年齢又は人間としての個人にかかわるその他の事情に基づいて人間を差別することに対抗しなければならない。

サーメ民族及び人種的、言語的及び宗教的少数者の、固有の文化生活及び社会生活を維持発展させる可能性を促進しなければならない。

このようにスウェーデン憲法では、労働権、居住権、教育権、環境権などが規定されている。

私はかつて、『スウェーデンの生活者社会—生活の権利と地方分権』という本を編集した。その中で生活ということばを、単に個人的な生活だけではなく労働をも含むものとして捉えていた。本稿は、それをさらに発展させる試みである。

2. 幸福度と福祉財政

福祉を広義に well-being を意味するものと解すると、幸福度をどのように捕らえるかが課題になる。本章では、人々の幸福度と財政の関連について述べる。

(1) 幸福度の指標

OECDは2011年より、幸福度(well-being)の国際比較(OECD 2013)を行っている。11の指標に基づき、同じウェイトで計算して36カ国のランキングを発表している。2013年度版によると、その指標は、物的な生

活条件として、①所得と資産（世帯純可処分所得，世帯純金融資産），②仕事と収入（雇用率，フルタイム雇用者の収入，在職期間，長期失業率），③住宅（一人当たりの部屋数，住宅支出，基本設備なしの住宅），そして生活の質として，④ワーク・ライフ・バランス（長時間労働の雇用者数，非労働時間），⑤健康状態（平均寿命，自己報告の健康状態），⑥教育と技能（学歴，教育期間，学生の学力，大人の学力），⑦社会的結びつき（社会的ネットワーク支援），⑧市民参加とガバナンス（投票率，立法における公開審査），⑨環境（水質への満足度，大気汚染），⑩個人の安全（殺人，被害の報告），⑪主観的な幸福（生活満足度）である。これらの指標の詳細についての検討は，今後の課題としたいが，1位から21位までを列挙すれば，表1の通りになる。スウェーデンは第2位，日本は21位である。

OECDのこの報告書では，スイス，オーストラリア，北欧諸国が，カナダ，ニュージーランド，イギリスとともに，幸福度の最も高いグループに属し，アメリカ，アイルランド，ルクセンブルグ，オーストリア，ベルギー，フィンランド，ドイツ，フランス，日本，韓国，スペイン，チェコ，イタリア，スロベキア，イスラエル，ポーランド，そしてポルトガルが平均的な幸福度を示し，トルコ，ブラジル，メキシコ，エストニア，ハンガリー，ギリシャ，そしてチリが相対的に低い幸福度になっていると述べている（OECD2013：26）。

スウェーデンにおいて指数の高い指標（10点満点の8以上）は，「仕事と収入」，「ワーク・ライフ・バランス」，「健康」，「教育と技能」，「社会的結びつき」，「環境」，「個人の安全」と，11の指標のうち7指標であるのに対して，日本では，「教育と技能」，「個人の安全」の2指標のみであった。ちなみに，「所得と資産」で最も指数の高いのはアメリカ，「仕事と収入」ではスイス，「住宅」ではカナダとアメリカ，「ワーク・ライフ・バランス」では

デンマーク，「健康状態」ではニュージーランド，「教育と技能」ではフィンランド，「社会的結びつき」ではアイスランド，「市民参加とガバナンス」ではオーストラリア，「環境」ではスウェーデン，「個人の安全」では日本，「主観的な幸福」ではスイスであった。

これらの数字は，あくまでOECDの指標に基づいている。また，財政との関連は明らかにされていない。しかし，スウェーデンを含む北欧諸国において，物的な生活条件においても，生活の質においても相対的に高い値を示しており，生活権保障の充実を窺わせる。このことについて，さらに詳しく考察しよう。

（2）社会支出と不平等

公的社会支出と所得の不平等との間には，一定の逆相関がある。表2は，OECD34カ国のうち20カ国を公的社会支出のGDP比の高い順に4つのグループに分け，それをジニ係数および上位所得と下位所得との差と比較したものである。

まず，第1グループはフランス，デンマーク，ベルギー，フィンランド，スウェーデンである。それらの国の公的社会支出のGDPに占める割合は非常に高く，平均して30.58%である。第2グループには，スペイン，ドイツ，イギリス，ギリシャ，日本が含まれ，公的社会支出のGDP比は平均して24.44%である。OECD34カ国平均より低い第3のグループには，ハンガリー，ポーランド，アメリカ，オーストラリア，カナダが含まれ，第4のグループにはイスラエル，トルコ，チリ，韓国，メキシコが含まれ，それぞれのグループの割合は，19.94%と18.84%であった。

公的社会的支出と所得格差を示すジニ係数との間に相関関係はあるであろうか。OECD34カ国についてピアソン相関係数を計算すると，-0.7699になる。したがって明らかに相関関係がある。公的社会支出のGDP比が

表1 幸福度のランキング

1	オーストラリア	10	イギリス	19	スロベニア	28	ポルトガル
2	スウェーデン	11	ニュージーランド	20	スペイン	29	ハンガリー
3	カナダ	12	フィンランド	21	日本	30	ギリシャ
4	ノルウェー	13	オーストリア	22	チェコ	31	エストニア
5	スイス	14	ルクセンブルク	23	イタリア	32	ロシア
6	アメリカ	15	アイルランド	24	イスラエル	33	ブラジル
7	デンマーク	16	ベルギー	25	ポーランド	34	チリ
8	オランダ	17	ドイツ	26	スロバキア	35	メキシコ
9	アイスランド	18	フランス	27	韓国	36	トルコ

出所) OECD (2013)

表2 公的社会支出と不平等度の国際比較

グループ	国	公的社会支出の GDPに占める 割合 (2012-13)	ランク	公的社会的 支出の割合 の平均	ジニ係数	ジニ係数の 平均	上位所得 (10%)と 下位所得 (10%)と の差	上位所得と 下位所得の 差の平均
I	フランス	32.8	1	30.6	0.303	0.269	7.2	5.9
	デンマーク	30.8	2		0.252		5.3	
	ベルギー	30.6	3		0.262		5.6	
	フィンランド	30.3	4		0.260		5.4	
	スウェーデン	28.4	5		0.269		6.1	
II	スペイン	27.1	8	24.4	0.338	0.328	13.1	10.3
	ドイツ	26.0	9		0.286		6.7	
	イギリス	23.7	13		0.341		10.0	
	ギリシャ	23.1	15		0.337		10.8	
	日本	22.3	17		0.336		10.7	
	OECD-34	21.9			0.313		9.4	
III	ハンガリー	21.6	20	19.9	0.272	0.322	6.0	9.5
	ポーランド	20.8	22		0.305		7.7	
	アメリカ	19.8	23		0.380		15.9	
	オーストラリア	19.2	24		0.334		8.9	
	カナダ	18.3	26		0.320		8.9	
IV	イスラエル	15.8	30	11.1	0.376	0.413	13.6	18.8
	トルコ	12.8	31		0.411		15.1	
	チリ	10.2	32		0.501		26.5	
	韓国	9.3	33		0.310		10.5	
	メキシコ	7.4	34		0.466		28.5	

出所) OECD (2014)

高い国ほど、不平等度が小さいということが言える。ただし、公的社会支出内のどの支出がとくに関わっているかはここではまだ不明である。

グループ別に見ると、第1グループのジニ係数の平均は0.269、第2グループが0.328、第3グループが0.322、第4グループが0.413である。第2グループと第3グループの係数があまり変わらず、むしろ第2グループの方が少し高くなっているが、第1グループとの差は大きい。また第4グループとの差も大きくなっている。

所得格差を示す指標として、他に、上位10%の所得と下位10%の所得との差がある。これは倍率で示される。この指標もジニ係数の場合とおなじように、第2グループと第3グループとの逆転が生じているが、第1グループと第2・第3グループとの差は大きく、またこれらのグループと第4グループとの差も著しく大きくなっている。

このように、公的社会支出の規模と所得格差とは、全体として、相関関係がある。

表3は、公的社会的支出の内訳を、年金（老齢・遺族）、

労働年齢人口に対する所得保障、保健・医療、保健・医療を除く他の社会サービスに分け、そのGDP比を国別に比較したものである。国を社会支出の割合によって分けた先ほどのグループ分けを採用した表になっているが、それぞれの国の特徴はこの分類と必ずしも一致しない。

年金に大変多くの支出を行っている国（OECD平均の1.5倍以上）は、フランス、ギリシャ、ポーランドであり、同じく相対的に多くの支出を行っている国（OECD平均の1.25倍以上）は、ベルギー、フィンランド、ドイツ、日本、ハンガリーである。労働年齢人口に対する所得保障に大変重点を置いているのは、デンマーク、ベルギー、フィンランド、スペイン、相対的に重点を置いている国は、スウェーデン、イギリス、ハンガリー、カナダである。保健・医療に対する支出の相対的に高い国は、フランス、ドイツ、アメリカである。そして保健・医療を除く他の社会サービスへの支出の特に高いのが、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、相対的に高いのがイギリスである。

表3 公的社会支出の内訳 (2009)

		年金 (老齢・遺族)	労働年齢人口に 対する所得保障	保健・医療	保健・医療を除く 他の社会サー ビス	公的社会支出計 (2009)
I	フランス	13.7	5.2	9.0	3.2	32.1
	デンマーク	6.1	7.9	7.7	6.9	30.2
	スウェーデン	8.2	5.5	7.3	7.7	29.8
	ベルギー	10.0	8.1	8.1	2.1	29.7
	フィンランド	9.9	7.1	6.8	4.7	29.4
II	ドイツ	11.3	4.4	8.6	2.5	27.8
	スペイン	9.3	6.8	7.0	2.0	26.0
	イギリス	6.2	5.6	8.1	3.9	24.1
	ギリシャ	13.0	2.6	6.5	1.5	23.9
	日本	10.2	2.2	7.1	2.4	22.4
	OECD	7.6	4.2	6.5	2.7	21.6
III	ハンガリー	9.9	5.7	5.1	2.7	23.9
	ポーランド	11.8	3.4	5.2	0.6	21.5
	カナダ	4.5	5.6	8.0	1.0	19.4
	アメリカ	6.8	2.8	8.3	1.1	19.2
	オーストラリア	3.5	4.5	6.2	3.3	17.8
IV	イスラエル	5.0	4.4	4.1	2.3	16.0
	トルコ	6.8	0.5	5.4	0.1	12.8
	チリ	3.6	1.9	3.7	1.9	11.3
	韓国	2.1	1.3	4.0	1.5	9.6
	メキシコ	1.7	1.0	3.1	2.4	8.2

出所) OECD データベース

このように、フランスとドイツは年金と保健・医療のいずれにも重点を置く国である。ギリシャ、ポーランド、そして日本は年金に力点を置いていると思われる。アメリカは保健・医療のみが平均を上回る。そして、労働年齢人口に対する所得保障と保健・医療を除く他の社会サービスの両方に力点を置いていると思われるのが、デンマーク、スウェーデン、フィンランドの北欧諸国と、それらの国に比べるとやや低くなるが、イギリス、そしてそれよりもさらに低くなるが、オーストラリアである。他に、労働年齢人口に対する所得保障に重きを置く国として、ベルギー、スペイン、ハンガリー、カナダが挙げられる。第4グループに属する諸国は、どの項目についてもおおむね平均程度かまたはそれ以下である。

本章では、幸福度について取り上げたが、幸福度の高さを決定する要因は財政だけではない。企業や市民社会、そして家族と地域社会も重要な要因である。しかし、本稿では、生活権保障という観点から福祉財政に焦点を与えている。今日の社会において、財政の生活権保障に果たす役割は巨大である。

(3) 一般政府の目的別支出

一般政府支出を目的別に示したのが表4である。数字はすべて対GDP比である。一般政府は中央政府と地方政府の純計を表している。2008年の実績なので、他の表との整合性にはやや難点がある。

支出の規模は、社会支出のグループ分けとほぼ同じく第1グループが最大で、50%前後である。他のグループでは、ギリシャ、イギリス、ハンガリー、イスラエルの支出規模が大きい。最大の項目は「社会保護」である。これは「保健・医療」を除く社会支出を表している。第1グループに属する国の「社会保護」がほぼ20%を超え、他のグループより規模が大きい。他のグループの中ではドイツ、ギリシャ、ハンガリーがOECD平均を大きく上回っている。「医療・保健」もやはり第1グループの規模が大きく、78%になっている。他のグループでは、イギリス、日本、カナダ、アメリカが第1グループとほぼ同じ水準である。公的教育費は第1グループの国では5.9%から6.9%で他のグループの国々よりおおむね高い水準である。他のグループでは、イギリス、カナダ、アメリカ、イスラエルの比率が高い。

「環境保護」は財政支出だけでなく、環境税などの税制や直接規制をも併せて考察しなければ、環境権に対する保障を論じることはできない。「住宅と地域アメニティー」と「余暇・文化・宗教」も生活権にとって欠かすことのできない要素である。

「社会保護」「教育」「余暇・文化・宗教」「保健・医療」「住宅と地域アメニティー」「環境保護」を合計すると、第1グループでは33.2%から40.2%となっており、一般政府支出合計の約75%に達する。この水準に近接するのがドイツ、イギリス、ハンガリーである。生活権保障

表4 目的別一般政府支出（対GDP比、2008年）

	一般行政	防衛	秩序と安全	経済政策	環境保護	住宅と地域アメニティー	保健・医療	余暇・文化・宗教	教育	社会保護	環境保護から社会保護までの小計	合計	
I	フランス	7.2	1.7	1.3	2.9	0.8	1.9	7.9	1.5	5.9	22.1	40.2	53.3
	デンマーク	6.7	1.5	1.1	2.7	0.5	0.5	7.7	1.6	6.9	22.3	39.5	51.5
	スウェーデン	7.7	1.5	1.4	4.2	0.4	0.8	6.9	1.1	6.8	21.1	37.0	51.7
	ベルギー	8.4	1.1	1.8	5.4	0.6	0.3	7.3	1.2	5.9	17.7	33.2	49.8
	フィンランド	6.6	1.5	1.3	4.7	0.3	0.4	7.0	1.1	5.9	20.4	35.1	49.3
II	ドイツ	6.0	1.1	1.6	3.3	0.4	0.8	6.3	0.6	4.1	19.9	32.2	44.1
	スペイン	4.7	1.0	2.0	5.2	0.9	1.1	6.1	1.7	4.6	14.0	28.5	41.5
	イギリス	4.5	2.6	2.6	4.8	0.9	1.2	7.5	1.1	6.4	15.9	33.1	47.6
	ギリシャ	10.0	3.2	1.7	5.7	0.6	0.4	5.7	0.6	4.2	18.4	29.9	50.5
	日本	4.7	0.9	1.4	3.7	1.2	0.6	7.4	0.1	3.9	12.9	26.2	36.9
	OECD31	5.4	1.6	1.6	4.7	0.7	0.8	6.0	1.1	5.4	13.7	27.7	41.0
III	ハンガリー	9.2	0.9	2.0	5.9	0.9	0.9	4.9	1.4	5.2	17.8	31.1	49.2
	ポーランド	5.4	1.4	2.0	5.0	0.6	1.2	5.1	1.3	5.7	15.6	29.5	43.2
	カナダ	7.3	1.0	1.6	3.4	0.5	0.9	7.3	0.9	7.2	9.2	26.0	39.2
	アメリカ	5.0	4.6	2.2	4.1	0.0	0.7	8.0	0.3	6.5	7.6	23.1	39.1
	オーストラリア	3.4	1.4	1.6	3.9	0.6	0.8	6.1	0.7	4.8	10.5	23.6	33.9
IV	イスラエル	5.8	7.5	1.7	2.8	0.7	0.5	5.7	1.7	7.7	11.7	28.1	46.0
	韓国	4.3	2.7	1.3	6.6	1.0	1.1	3.9	0.8	5.0	3.8	15.5	30.4

出所) OECD データベース

に関する財政支出が大変多くなっていることがわかる。

本稿では財政支出に焦点を当てて論じているが、国民の政府への信頼度は財政内容の信頼度がある程度表すものと考えられる。北欧諸国における政府への信頼度は高く、フランスを除く、第1グループの国では、2007年に60.1%～80.7%であった(OECD データベース)。

また、財政赤字およびその累積である債務残高は、将来の福祉財政の束縛になり得る。この点で北欧諸国の財政はきわめて健全である。第1グループのデンマーク、フィンランド、スウェーデンの中央政府債務残高(GDP比、2010)は、それぞれ39.6、41.7、33.8であり、一般政府収支(GDP比、2010)は、それぞれ-2.7、-2.8、0.0であった。

3. スウェーデンの福祉財政

スウェーデンの社会支出のGDPに占める割合はかつて世界一であったが、近年、フランスやデンマークに追い越されている。しかし、それでもまだ社会的支出の最も高い水準のグループに属している。OECDの公表している幸福度でスウェーデンは高位につけ、ジニ係数や上位と下位との所得格差が相対的に低くなっている。一般政府支出における生活権関連支出は71%を超えている。

(1) 事務配分の明確化と福祉財政

公的部門の活動は、もともと警察、司法、軍事などのいわゆる夜警国家としての役割から出発したが、20世紀の後半には、所得の再配分を初めとする福祉社会が発展するなかで大きく変容した。

現在の公的部門によって提供される活動とサービスには、大きく分けて、集合的サービスと個別的サービスがある。集合的サービスには、防衛、警察、道路などのインフラストラクチャー、行政などが含まれる。個別的サ

ービスには、教育、福祉サービス、保健医療、文化、環境保護、コミュニティー計画や住宅などがある。ほとんどの集合的サービスは中央政府の責任である。1950年代半ばまで、中央政府はほとんどの公的活動を担ってきた。しかし、福祉サービスなどが拡大するにつれて、学校、保健医療などの個別的サービスの責任が、地方政府レベルに移転されてきた。公的部門の責任の配分は社会の発展につれて見直されてきた。

スウェーデンにおける責任配分の主要原則は、活動責任と決定権は決定によって影響を受ける人々にできるだけ近いところにおかれなければならない、というものである。住民に直接関わるサービスは地方政府が責任を負わなければならない。

公的部門は、中央政府、地方政府、そして老齢年金制度の3部門から構成される。地方政府は、基礎自治体であるコミューン(市)と広域自治体であるランスタング(県)に分かれる。それぞれの責任分野は以下の表の通りである。

スウェーデンにおけるこれらの責任分担の特徴は、これら4部門で責任が明確に分離されていることである。特にコミューンとランスタングは、法律に基づき、それぞれの責任を自ら果たしていくという地方自治が徹底している。日本でいう「事務配分の明確化」が実現していると言ってよい。日本では、「縦割り行政の弊害」が指摘されてきた。また、スウェーデンでは、責任分担の表5のように、コミューンを先に記載し、その後ランスタングを記載するというのが通例である。これは、生活に深く関わる基礎自治体をランスタングや国と同様に大変重視していることの現われである。

スウェーデン憲法によると、国民主権は、代議・議会制度と地方自治によって実現される(政体法第1条)。地方自治を基礎に、公共の利益に関わる地方的かつ広域的な課題を解決し、法律に規定された課題に取り組む(第

表5 スウェーデンにおける公的部門の主な責任分野

中央政府	立法、中央政府行政、経済政策、税の徴収、外交、EU課題、移民政策と統合、防衛、警察と司法、経済保障(社会保険と所得保障)、高等教育と研究、奨学金、文化、インフラ、労働市場問題、産業政策、農林業政策、中央政府所有の企業
コミューン(市)	義務的業務：教育(就学前学校、義務教育、高等学校、特別支援学校、成人教育、移民者へのスウェーデン語教育)、社会サービス(個人と家族、高齢者と障害者)、特別な住宅(高齢者)での保健と長期医療、都市計画、環境保全、ごみ収集と廃棄物処理、上水と下水、救急・救命、危機管理、図書館、住宅補助、公共交通 任意業務(例)：オープンプレスクール、余暇活動、住宅建設、エネルギー供給、在宅での保健と長期医療、就労支援、商業開発、文化、コミューン所有の企業
ランスタング(県)	義務的業務：保健医療、20歳までの歯科医療、公共交通、 任意業務(例)：文化、教育、観光、地域開発、ランスタング所有の企業
老齢年金機構	所得比例年金、最低保障年金、プレミアム年金

出所) SKL 資料等により筆者が作成

14章第2条)。 コミューンは、通常、中央政府や他のコミュニティまたはランスティングが責任を持つ業務を行うことはない。そして、コミュニティとランスティングは、これらの活動の財源調達のために課税する権利を持つ。

生活に関わる分野について言えば、中央政府が経済保障（社会保険と所得保障）を担当し、コミュニティが福祉サービスと大学以外の教育、ランスティングが保健医療などの現物給付を担当している。福祉サービスは社会サービス法、教育は学校法、保健医療は保健医療法に基づいて、地方政府が責任を持つ。これらの法律は、それぞれの分野における行政について枠組を示している。例えば、社会サービス法は、社会サービスの目的、市民の権利、そしてコミュニティの責任を明記している。

1990年代にコミュニティ、ランスティングそして中央政府の間の責任配分の見直しが行われた。1991年に学校の責任の再編成が中央政府からコミュニティへの最大の責任委譲であった。ランスティングからコミュニティへの責任委譲で大きな改革は1992年のエーデル改革で、この時、高齢者と障害者の長期医療の責任が委譲された。

1990年半ばに、コミュニティは発達障害者のケアに責任を持つようになった。また、精神障害者の医療費をコミュニティが支払うことになった。さらに、それまでランスティングの責任とされていた保健医療教育が、高等教育については中央政府に、後期中等教育についてはコミュニティに委譲された。

1990年代半ばから様々な民間企業が公的部門の活動

を実施するようになってきた。しかし、それでもその財源は公的に調達されている。また、公的機関の活動が他の供給者から購入され、生産が民間委託されても、市民にそれらの活動を保障する責任は公的機関にある。

2009年に選択の自由法（LOV）が施行された。これはコミュニティとランスティングが介護および看護の分野で自由な事業設立の制度導入を選択できるという法律である。それはまた、公的部門への供給者として小企業や団体の参入を奨励するものである。そして、公的調達法による財・サービスの購入とは異なり、特に、高齢者と障害者の福祉サービス事業、および保健医療事業に適用される。（ESV2014）

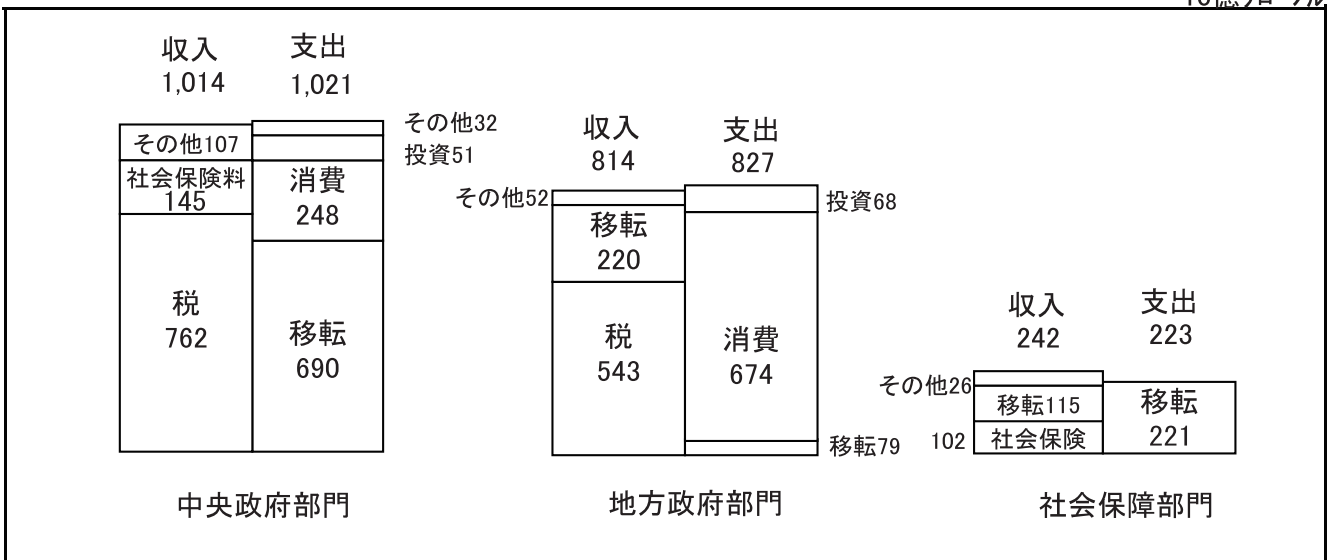
(2) 3部門の福祉財政

政府財政は中央政府部門、地方政府部門、社会保障部門という3部門に分かれる。図1は、スウェーデンにおけるそれぞれの部門の収入と支出を示している。社会保障部門はEUの分類にしたがって老齢年金のみが計上されている。支出の中で最も規模の大きいのは中央政府部門であるが、それは大きな移転支出を含んでいることから説明できる。

まず、中央政府部門の収入1兆140億クローナの89.4%が税・社会保険料である。税金は収入の約75%の7620億クローナである。中央政府の基幹税は消費税（付加価値税）で、他に法人税、資本所得税などがある。社会保険料が全体の14.3%を占め、1450億クローナである。支出1

図1 部門別収入と支出(2011)

10億クローナ



出所) SCB, Nationalräkenskapernaより筆者が作成

兆210億クローノルの67.5%, 6900億クローノルが移転支出である。移転支出の多くが家計への移転である。他に地方政府への移転、老齢年金機関への移転、企業への移転、そして外国への移転がある。移転の半分近くが社会保障関係費である。支出のうち次にウェイトの高いのが地方政府への一般補助金（日本の地方交付税交付金）で、全体の24.3%, 2480億クローノルである。公務員の人件費や物品購入である消費支出は移転支出に比べると遥かに少なく、全体の24.5%, 2480億クローノルである。投資はさらに少なくなっている。

地方政府部門は、ランスティング（県）とコミューン（市）に分けられるが、この表では両者の合計額が示されている。収入8140億クローノルのうちの66.7%, 5430億クローノルが税収である。これは主に地方所得税である。移転収入は、中央政府からの一般補助金である。したがってほとんどの地方収入は、使途の限定のない一般財源である。支出合計8270億クローノルのうち81.5%に相当する6740億クローノルが消費支出である。消費には、福祉・医療・教育に従事する公務員の給与等が含まれている。これは教育、社会福祉サービス、保健医療などの分野で公務員が多いことを意味する。これらの生活関連分野の業務のほとんどについて、地方政府が責任を持ち、地方政府によって実施されている。近年、民間委託や事業の自由設立が認められ、増加傾向にあるが、いまだに主な事業主体はランスティングとコミューンである。地方政府支出に占める投資と移転の割合はきわめて低い。

社会保障部門は、老齢年金だけが計上されている。その収入は移転収入と社会保険料である。移転収入は中央政府からのものである。支出はほぼ100%が、年金の支払いである。1999年改定の年金制度は、最低保障年金、所得比例年金、プレミアム年金の3段階の構造になっている。

このように、中央と地方を比べると大変顕著な特徴がある。いずれも収入の多くは税収であるが、中央政府の基幹税は付加価値税であるのに対して、地方政府では所得税である。そして中央と地方の間には、水平的かつ垂直的財政調整を行う一般補助金がある。これによって過疎地域でも必要な財源が確保されている。支出の側面について言えば、中央政府支出の多くが移転であるのに対して、地方政府支出のほとんどが消費である。社会支出については、中央が所得保障を、地方が社会サービスを担当している。

公的部門の規模および国と地方の財政の特徴を示すた

めに、分野別の労働力人口をみてみよう（表6）。まず、公的部門と公的企業を併せた就業者は約147万人で、全分野の就業者数の34.3%に達する。就業者の3人に1人が公務員または公的企業の従業員である。次に、公的部門を見ると、中央政府の公務員は22.5万人で就業人口全体の5.2%、コミューンの公務員は77.8万人で18.1%、そしてランスティングの公務員は24.3万人、5.7%である。コミューンやランスティングは、教育、社会福祉サービス、保健医療に責任を持っているので、この数字は、それらに従事する公務員の多さを反映している。中央政府の公務員は、相対的に少ないと思われる。中央政府の財政支出の多くが移転支出であることを反映している。

公的部門の財政支出の推移を示しているのが、表7である。スウェーデンでは1993年に深刻な不況に見舞われた。社会保障支出の抑制、地方政府における一時帰休や資産売却も行われた。そのため1996年の移転支出は1993年に比べて減少した。利子支払いも増加した。しかし、1990年代末には景気が回復し、消費支出と移転支出の両方において、1999年には1996年に比べて大きく増加した。2008年のリーマンショック時においても、経済成長はマイナスを記録し、一部の支出が減少したが、次の2010年には回復し高い経済成長となった。1993年から2011年までの支出額は、全体として増大傾向を示している。特に、消費支出は18年間に約2倍になった。

もちろん財政規律、すなわち中央政府における1997

表6 分野別労働力人口（2009年）

	人数（千人）	割合（%）
公的部門		
中央政府	225	5.2
コミューン	778	18.1
ランスティング	243	5.7
他の公的機関	1	0.0
小計	1,247	29.1
公的企業		
中央政府	140	3.3
地方政府	82	1.9
小計	222	5.2
民間部門		
株式会社	2,270	52.9
その他企業	382	8.9
その他組織	170	4.0
小計	2,822	65.8
合計	4,291	100

出所）SCB（2011）

表7 公的部門の財政支出の推移 10億クローナ、倍

	消費	投資	移転	利子	合計
1993	453	31	513	71	1,068
1996	505	53	459	100	1,117
1999	572	60	481	85	1,199
2002	659	73	508	74	1,315
2005	725	76	588	51	1,441
2008	835	96	617	53	1,601
2011	924	114	659	41	1,739
2011/1993	2.04	3.68	1.28	0.58	1.63

出所) SCB (2014)

年からの支出シーリングの導入や地方政府における2000年からの均衡予算措置によって、支出の増加は抑制されている。これは、人口構成や社会構造の変化に対応しつつも福祉国家を堅持する努力の現れであり、効果を発揮していると言える。

(4) 中央政府の福祉財政

中央政府の財政の多くが移転支出であることを前節で示した。この移転支出のうち45%が家計への給付等であり、43%が地方政府と老齢年金機構への移転である。地方政府は主に教育、社会サービス、そして保健医療を担っている。また、老齢年金機構は高齢者への年金の給付を行っている。このように中央政府は移転を通じて、

国民の生活の権利を保障している。

表8は中央政府支出の目的別経済性質別分類である(予算ベース、2012年)。縦軸が目的別、横軸が経済性質別の分類である。まず、目的別に見ると、支出の37.6%が社会保護で特に際立つ。社会保護には、障害者・高齢者・遺族・家族と子どもへの経済的保障、失業給付、移民者への支出などが含まれている。近年、難民の人道的受け入れが多くなり、社会的統合のための予算が計上されている。人口は、出生率の高さと難民の受け入れにより急増している。医療・保健が4.4%であるが、この主なものは医薬品に関わる支出である。ほとんどの医療・保健関係支出はランスタングで行われている。

第2の規模の支出である経済活動は、労働市場政策、交通・通信、農林漁業関連、エネルギーなどが含まれる。スウェーデンでは積極的労働市場政策に比較的多くの予算が計上されている。次に、一般行政費の中に、地方政府への一般補助金が含まれる。この数字には表されていないが、地方政府間の財政調整もある。ODAに関わる費用は一般行政費に含まれている。ODAにはGDPの約1%が計上されており、国際的に高い水準である。教育費は、主に大学の経費である。スウェーデンには国立大学が多く、私立大学は少ない。この項目に奨学金も含まれる。支払利子は一般行政費の中に含まれている。近年、財政が健全に推移しているため、支払利子の割合は

表8 中央政府の支出(予算ベース、目的別経済性質別分類、2012年)

100万クローナ、%

	移転	消費	投資	利子	その他	合計	構成比
一般行政経費	150,740	38,939	1,160	27,240	1,588	219,667	27.1
うち地方政府への一般補助金	85,138					85,138	10.5
国防	865	42,327	96	32	1,374	44,693	5.5
警察・司法	558	39,045	249	52	1,632	41,536	5.1
経済活動	40,353	32,038	17,547	421	3,065	93,424	11.5
環境	617	3,410	203	1	76	4,307	0.5
住宅・地域開発	2,920	531	6	-3	42	3,496	0.4
医療・保健	29,884	5,657	11	-2	46	35,597	4.4
余暇・文化・宗教	7,372	1,755	18	0	79	9,225	1.1
教育	25,523	23,593	483	3,864	759	54,221	6.7
社会保護	282,415	20,193	117	93	2,103	304,921	37.6
							0.0
合計	541,248	207,488	19,890	31,698	10,763	811,088	100.0
	66.7	25.6	2.5	3.9	1.3	100.0	

出所) ESV (2013)

低下している。

財政支出は、経済的性質により、消費支出、投資移転、移転支出に大別される。消費は、国家活動のよる資源の利用を意味し、人件費、物件費、そして国防費などから構成される。投資は、建物や機械設備のような固定資産の調達を意味する。移転支出は、所得の移転、すなわち国への反対給付を伴わない家計・企業・コミュニティ等への国家補助金である。年金などの社会保障給付費が多額に上る。EUへ支払う負担金や国際援助も含まれる。

中央政府支出の中で圧倒的に大きな割合を占めるのが移転支出である。2012年移転支出の内訳を見ると、家計への移転は移転支出の53.7%、企業への移転が6.2%、コミュニティ部門への移転が24.7%、老齢年金機関への移転が3.9%、国際的な移転が10.8%であった。家計への移転で最も多いのが社会保護で、失業手当、傷病手当、高齢者への保障年金、両親保険、児童手当、障害補償（年金）、パーソナルアシスタント補償、移民者・難民への補償などを含む。家計への移転の87.9%を占める（ESV 2012）。

(5) 地方政府の福祉財政

生活権を保障する福祉は、中央政府では移転支出が中心をなし、地方政府では消費支出が主な支出である。福祉サービス・保健医療・教育等は地方政府が責任をもつ。社会サービス法、保健医療法、学校法などの法律は、中央政府が議会で決定したものであるが、それらは枠組み法であると言われ、実施に関わる詳細な規定はそれぞれのコミュニティとランスタイングで決められる。

本節では、地方財政支出に限定して考察することにする。

コミュニティの財政支出は表9に示すとおりである。この分類で最も構成比の高いのが高齢者福祉の19%、次いで基礎学校の16%である。基礎学校は日本の小学校と中学校に当たり、この間が義務教育である。第3に高いのが就学前学校と児童福祉である。ほとんどが共働きのスウェーデン家庭において、就学前学校の意義は大きい。以前は保育所と呼んでいたが、今は教育に位置づけられている。第4に高いのが障害者福祉である。収容施設は廃止されたので、この支出はグループホームとデイサービス、パーソナルアシスタンスの追加手当（基本手当は中央政府の支出）などである。生活保護（経済的扶助）はコミュニティの責任である。支出の3%である。福祉サービスと教育を合わせると全体の支出の約80%に

達する。その他には、インフラ整備、余暇・文化、そして一般行政がある。

ランスタイングの財政支出の約90%が保健・医療である（表10）。公営医療が基本になっている。スウェーデンではイギリスと同じように地域診療所でプライマリーケアが行われる。そこではジェネラル・プラクティショナー（GP、一般医）が診療に当たる。そして専門的な治療の必要な場合にはランスタイング中央病院または中央政府の管轄である大学病院で診療を受けることになる。地域診療所とランスタイング中央病院は、基本的にランスタイングの責任で運営される。保健・医療のほかには地域開発とコミュニティと共同で行われる広域交通があるが、全体に占める割合は低い。20のランスタイングのうち3つの地域がリージョンと呼ばれている。リージョンもまたランスタイングであるが、地域開発の責任を有している。

コミュニティとランスタイングの財源は、基本的に地方所得税である。コミュニティでは収入の67%、ランスタイングでは71%が税収入である。他に、主な収入として、

表9 コミュニティの財政支出（2012）

		％
A	就学前学校と児童福祉	14
B	基礎学校	16
C	高等学校	7
D	その他の教育	4
E	高齢者福祉	19
F	障害者福祉	11
G	経済的扶助	3
H	個人と家族福祉	5
I	商業活動	4
J	その他	16
	合計	100

出所) SKL (2013a)

表10 ランスタイングの財政支出（2012）

		％
A	プライマリーケア	16
B	専門的身体医療	46
C	専門的精神医療	8
D	歯科医療	4
E	その他の保健・医療	8
F	医薬品	7
G	地域開発	3
H	交通・インフラ	8
	合計	100

出所) SKL (2013a)

用途を限定しない一般国庫補助がある。コミュニティでは収入全体の14%、ランスティングでは9%である。地方所得税の税率は各地方政府で決めることができる。ここに、スウェーデンにおける地方自治の基礎がある。

2008年から2012年までの推移は表11の通りである。人口構成の差や優先順位の違いがあり、コミュニティによって様々であるが、全体的な特徴をとらえることができる。この期間に経済活動を除くすべての支出が増大した。最も増大したのが特別な事業と分類されている項目である。これには、労働市場政策と移民政策が含まれている。両政策は中央政府が責任を持つ業務であるが、コミュニティとの共同の取り組みが行われている。この他にも、就学前学校と児童福祉、個人と家族への福祉、および障害者福祉に力が注がれていることを看取できる。

(6) サービスの購入

スウェーデンの公的部門は、長い間、教育、保健・医療、社会サービスの資金調達者であるとともに供給者であった。しかし、近年、これらの活動が私的企業によって行われることがより一般化している。この場合でも資金は公的に調達される。

コミュニティの2012年の支出は5057億クローナであったが、そのうち819億クローナがサービスの購入であった。2006年の12%から16%に増加した。この増加は民間供給者からの購入がほとんどを占め、10%から14%に増加した。そのうち民間企業からの購入（株式会社、商社、個人企業）は最も大きく2012年に11%、協同組合と基金が3%、個人が1%以下であった。

分野別には、教育と社会サービスにおいてサービス購入が多額に上り、民間供給者からの購入は、2006年か

ら2012年の6年間に、教育支出では11.1%から15.8%に、社会サービスでは11.6%から16.1%に増加した。社会サービスにおけるこの増加の一つの要因は、自由選択制度に関する法律（LOV）の施行による。この法律によって2009年1月から自由選択制度を導入することが可能となった。この法律は、社会サービスと保険・医療に適用された。2013年にこの制度を選択したコミュニティは約50%に達した。ランスティングでもこの間に民間供給者からの保健・医療サービスの購入が10%から13%に増大した（SKL 2013b）。

このように、自由選択制度に関する法律の制定により、民間供給者からのサービス購入は増大した。これらの財源も、公的サービス供給と同様に、主として地方政府の税収入である。したがって、民間であっても公共性を担保し、サービスの質を堅持し、利益を出さない措置が必要である。

おわりに

本稿では、生活権を基軸にすえてスウェーデンの福祉財政を考察した。社会支出をGDP比で比較すると、スウェーデンはフランスやデンマークの後塵を拝しているように見えるが、それらの国とともにその高いグループに属し、効率化を進めつつも社会支出額は増加し、福祉国家を堅持していることが明らかになった。生活権保障は、主として、中央政府の所得保障、地方政府の社会サービスによって行われている。

今日では、財政の社会的機能は、政府と協同組合やNPOとの共同で遂行されている分野が少なくない。たとえば、労働統合型社会的企業は、社会的目的を持ちながら事業活動を行う企業であるが、コミュニティが支援を

表11 コミュニティの支出の推移

	2008	2009	2010	2011	2012
一般行政	100	102	104	109	108
文化	100	99	100	101	103
余暇	100	101	106	111	115
就学前学校と児童福祉	100	104	108	114	120
教育	100	100	100	101	103
高齢者福祉	100	100	102	105	107
障害者福祉	100	103	106	112	116
個人と家族の福祉	100	107	111	114	118
特別な事業	100	99	111	115	125
経済活動	100	78	63	70	15

注) 2008年を100とする。

出所) SKL (2013a)

行っている。また近年、家族などの介護者支援が行われているが、この分野でもやはりコミュニケーションとNPOとの共同が重視されている。

一方で、これらの事業は、福祉国家がかつて十分に取組んでこなかった分野であり、社会的に排除されてきた人々を包摂する事業である。障がい者、家族、そして移民者に対する支援である。福祉財政はこのような社会的包摂を視野に入れて展開されなければならない。

ESV (2013) *Rapport Tidsserier, statens budget m.m.2012.*

OECD (2013) *How's Life? 2013—measuring well-being—*

OECD (2014) *Society at a glance*

SKL (2013a) *Vad kostar verksamheten I Din kommun?*

Kommunernas kostnadsutveckling 2008-2012.

SKL (2013b) *Köp av verksamhet.*

SCB (2011) *Offentlig ekonomi 2011.*

SCB (2012) *Årsbok för Sveriges kommuner 2012.*

SCB (2014) *Offentlig ekonomi 2014.*

一番ヶ瀬康子編著 (1983) 『現代の社会福祉 I 社会福祉とは何か』 ミネルヴァ書房

一番ヶ瀬康子 (1994) 『一番ヶ瀬康子社会福祉著作集 第1巻 社会福祉とはなにか』 労働旬報社

井出英策編著 (2013) 『危機と再建の比較財政史』 ミネルヴァ書房

岩田正美, 田端光美, 古川考順 (2013), 『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討—生活権保障の視点とその広がり』 ミネルヴァ書房

岡本英男 (2007) 『福祉国家の可能性』 東京大学出版会

齊藤慎, 山本栄一, 一圓光弥 (2002) 福祉財政論-福祉政策の課題と将来構想, 有斐閣

島恭彦 (1963) 『財政学概論』 有斐閣, 島恭彦著作集第二巻所収

神野直彦 (2002) 『財政学』 有斐閣

神野直彦, 山本隆, 山本恵子編著 (2011) 『社会福祉行財政計画論』 法律文化社

藤岡純一 (1992) 『現代の税制改革—世界的展開とスウェーデン・アメリカ—』 法律文化社

藤岡純一編著 (1993) 『スウェーデンの生活者社会—地方自治と生活の権利—』 青木書店

藤岡純一 (2001) 『分権型福祉社会スウェーデンの財政』 有斐閣

藤岡純一 (2012) 「スウェーデンにおける移民政策の現状と課題」 『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』 15-2

藤岡純一 (2012) 「スウェーデンの社会的企業と公的支援」 『関

西福祉大学社会福祉学部研究紀要』 16-1

藤岡純一 (2013) 「スウェーデンの介護者支援」 『海外社会保障研究』 184

持田信樹, 今井勝人編著 (2014) 『ソブリン危機と福祉国家財政』 東京大学出版会